

企業知的財産機関（CIPA） （ボツワナ） （指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 BW. I
国内段階移行請求書	附属書 BW. II

略語のリスト

国内官庁： 企業知的財産機関（CIPA）（ボツワナ）

IP Act： 2010年産業財産法

指定（又は選択）官庁 BW	企業知的財産機関 (CIPA) (ボツワナ) 国内段階に入るための要件の概要	概要 BW
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが 要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を 認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料	通貨：ボツワナ・プラ (BWP) 特許 出願手数料 ¹ BWP 150 ² 300 ³ 第1年度の年金 BWP 30 ² 60 ³ 実用新案 出願手数料 ¹ BWP 90 ² 180 ³ 第1年度の年金 BWP 50 ² 100 ³	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国内手数料の減額は上述した「国内手数料」に記載されている	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 個人又は従業員100名以下の小企業が出願する場合に適用される。
- 3 小企業以外の企業が出願する場合に適用される。

BW	企業知的財産機関 (CIPA)(ボツワナ) (続き)	BW
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人がボツワナに居住していない場合には、代理人の選任⁴</p> <p>国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名^{5,6}</p> <p>出願人が発明者でない場合には、出願人の出願する資格についての証拠^{5,6}</p> <p>国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁶</p>	
誰が代理人として行為できるか?	ボツワナで登録されている代理人又は弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき優先権回復の効果を認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

様式（附属書BW. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BW. II 国内段階移行請求書

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bw.pdf